

# 一年の「税」は元旦にあり

三木義一 / 青山学院大学教授

## キジツ

お正月でとうござ

りですので、1

あ

い

ま

の

か、一緒に考

う

意

う。

30年前、テレビ

えて

、日本人の誕生

今

日

を見

る

番組がありま

す

と

説

した

。子供が年末年

使

い

と、1月1日

で

「

い

よう

だ

め

で

届

け

たいからでしょうね。税法的に言うと、しかしそれは間違

いで、年末生まれの方がいいですよ。なぜでしょうか？

そう、扶養控除の対象になる子供がいるかどうかは、暦年

終了時点、つまり大みそかで判断するからです。大みそ

かに生まれてくれれば、親は扶養控除を全額控除できます

から、こちらのほうがめでた

いのですよ」

ところが、昨年放送されたテレビ番組で、厚生省のデー

タに基づく誕生日ランキングが発表されており、それによ

ると1月1日は365位、つまり最下位だそうです。

しかも、下位の日を順にみてみると、1月2日、12月31

日、4月1日、11月23日、1月3日、11月3日、4月29日、

2月11日、5月3日と、年末年始と祝日に集中しています。

明らかに不自然ですね。おそらく産婦人科のお医者さんの都合により調整されているのだと推測されます。そういう

時代なんです。ところで1月1日ですが、所得税法ではあまり意味がな

いようでしたが、地方税に目

を移すと、これが大変意味のある日になってきます。多くの地方税目のフカキジツだからです。不確実ではなくて、賦課期日です。

まず、都道府県や、市町村の住民税の賦課期日が1月1日です(地方税法39条、318条)。個人の住民税は、所得税のように申告で税額が決まるのではなくて、自治体の長による課税処分、つまり賦課処分です。その賦課処分をするときの判断基準にするのが賦課期日です。

各自治体は、その自治体に住所を有する人に課税できるのですが、たとえば3月までA市に住んでいた人が、4月からB市に引っ越したらどうなるのでしょうか。4分の1と4分の3に自治体間で配分す

るのでしょうか？

そんなことをしていたら、大変ですね。そこで、賦課期日、つまり1月1日現在どこに住所を有しているかによって判断します。3月までA市に住んでいたのなら、A市が住民税を全額課税できるわけです。他方で、前年A市に住んでいたのに、年末に外国に住所を移動し出国すると、A市は住民税を課税することができないのです。

なお、住所は通常、住民票を届けているところと一致すると思いますが、法律上は「生活の本拠」（民法22条）ですから、実態と違うところに住民票を届けても、法的には住所になりませんので、注意してください。

また、所得が一定額以下の

未成年者には、所得割が免除されますが、未成年者かどうかの判断もその年の1月1日で判断するのです（地方税法295条）。

### 関東・関西異なる慣習

つぎに、固定資産税や都市計画税の賦課期日も1月1日です（地方税法359条、702条の6）。固定資産税等は課税台帳に所有者として登録されている人が納税義務を負いますが、登録されている人がその不動産を売ることもありますよね。その場合の課税関係を調整するためです。

自治体は、1月1日現在の所有者に1年分全額課税します。その人が4月に売却した場合に、4月以降の分を戻すことはしません。ですから、

1月1日現在誰のものになっているかが、固定資産税にとっては重要です（自動車税などはナンバーを抹消すると、月割りで税額が戻ってきます。なお自動車税の賦課期日は4月1日です）。

固定資産税を全額負担しておいたのに、6月頃に土地を譲渡したら、本来購入した人が6月以降の固定資産税を負担すべきですよね。しかし、自治体に文句を言っても返してくれませんし、裁判で争っても勝てません。台帳課税主義という形式で判断してよいとされているからです。

ですから、こういう負担の調整は私人間で行うことになります。土地などを売買する場合に、売買代金とは別に、固定資産税の負担について按

分計算をして購入者が負担することはよくあることです。

ただ、関東と関西では慣習が異なるようで、関東では、賦課期日を基準に6月末に売買した場合には6対6で按分しますが、関西ではどういふわけか4月1日を基準に2対10で按分します。理屈では関東の方が正しいので、誰かが間違えたのでしょうか。

こうしてみると、お正月の1月1日も税金問題にあれば関係してきますね。どうも、税金は私たちを一年中、取り囲んでいるようです。世界を移動し続ける豪華客船の一隻を購入し、船と共に移動すれば税から逃げられるかもしれませんが、我々庶民は美味しいお酒を飲んで忘れるのが一番良さそうです。